

○高知県警察警備業事務取扱規程

平成17年12月2日

高知県警察本部訓令第26号

改正 平成24年6月8日高知県警察本部訓令第20号

平成24年7月6日高知県警察本部訓令第23号

平成31年2月18日高知県警察本部訓令第3号

令和元年12月10日高知県警察本部訓令第3号

警察本部

警察署

高知県警察警備業事務取扱規程(昭和58年3月本部訓令第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)、警備業法施行令(昭和57年政令第308号)、警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号。以下「府令」という。)、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。第15条第1項において「検定規則」という。)、高知県警備業法施行規則(平成15年公安委員会規則第4号。第21条第1項において「規則」という。)及び部課長及び署長事務専決規程(昭和42年12月本部訓令第25号)により、署長の事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(認定等の手続)

第2条 法第5条第1項の規定による認定申請書の提出を受けたときは、当該申請書(添付書類を含む。以下同じ。)の審査をした後受理し、別記第1号様式の調査書の各事項について調査するものとする。

2 前項の調査をしたときは、当該申請書の正本に調査書を添え、意見を付して速やかに本部長に報告しなければならない。

3 前項の報告に対し、本部長から認定する旨の指示があったときは申請者に通知し、送付を受けた認定証及び警備業者認定台帳のうち、認定証を当該申請者に交付するとともに警備業者認定台帳にあってはこれを整理し、及び保管するものとする。この場合において、申請内容にその他の営業所がある場合は、別記第2号様式のその他の営業所台帳を作成し、送付を受けた警備業者認定台帳とともに整理し、及び保管するものとする。

4 前項のその他の営業所が県内の他署管内に設置されている場合は、当該営業所を管轄する署長(以下「営業所管轄署長」という。)に対し、当該営業所に係る申請書及びその他の営業所台帳の写しを送付するものとし、送付を受けた営業所管轄署長にあっては、これを整理し、及び保管するものとする。

5 第2項の報告に対し、公安委員会から不認定通知書及び受領書の送付を受けたときは、速やかに当該申請者に交付するとともに受領書を徴し、本部長に報告しなければならない。

(認定証の再交付及び書換え)

第3条 法第5条第5項の規定による認定証再交付申請書又は法第11条第3項の規定による認定証書換え申請書の提出を受けた場合は、当該申請書を調査し、事実と相違ないと認めるときは、申請書正本の欄外余白に調査結果を簡記して本部長に報告しなければならない。

2 前項の報告に対し、本部長から新たな認定証の送付を受けたときは、速やかに当該申請者に交付するとともに、保管の警備業者認定台帳を整理するものとする。

(認定証の更新)

第4条 法第7条第1項の規定による認定証更新申請書の提出を受けたときは、当該申請書の審査をした後受理し、別記第1号様式の調査書の各事項について調査するものとする。

2 前項の調査をしたときは、当該申請書の正本に調査書を添え、意見を付して速やかに本部長に報告しなければならない。

3 前項の報告に対し、本部長から更新する旨の指示があったときは申請者に通知し、送付を受けた認定証を当該申請者に交付するとともに、保管の警備業者認定台帳に所要の事項を記入して整理するものとする。

4 第2項の報告に対し、公安委員会から認定証不更新通知書及び受領書の送付を受けたときは、速やかに当該申請者に交付するとともに受領書を徴し、本部長に報告しなければならない。

(営業所の届出)

第5条 法第9条の規定による営業所設置等届出書の提出を受けたときは、当該届出書(添付書類を含む。以下同じ。)を審査した後受理し、経由署として受理した場合を除き、別記第3号様式の営業所の届出等に対する調査書の各事項について調査するものとする。

2 前項の調査をしたときは、当該届出書の写しに調査書を添え、意見を付して速やかに本部長に報告しなければならない。

3 営業所設置等届出書を経由署として受理した場合は、営業所管轄署長に対し、当該届出書を移達するものとし、移達を受けた署長にあっては、これを前2項に準じて処理するものとする。

4 前2項の報告に対し、本部長から営業所等台帳の送付を受けたときは、これを整理し、及び保管するとともに、都度、所要の事項を記入して整理するもの

とする。

(廃止及び変更の届出)

第6条 法第10条の規定による廃止又は法第11条の規定による変更の届出書を受理したときは、当該届出書に関して必要な事項を調査するものとする。

2 前項の調査をしたときは、当該届出書の写しに調査書を添え、届出書の欄外余白に処理結果を簡記して本部長に報告するとともに、保管の警備業者認定台帳等を整理するものとする。この場合において、当該届出書が県内の他署管内に設置されているその他の営業所に係るものであるときは、営業所管轄署長に対し、当該届出書の写しを送付するものとし、送付を受けた署長にあっては、保管のその他の営業所台帳を整理するものとする。

3 法第41条の規定による機械警備業務の廃止等の届出書を受理したときにおいても前2項と同様とする。

(認定証の返納等)

第7条 法第12条第1項及び第2項の規定により、認定証を返納すべき者から認定証の返納を受けたときは、保管の警備業者認定台帳を整理し、届出書の写しに当該認定証を添えて本部長に報告しなければならない。

2 法第12条第3項の規定による認定証の返納に係る届出書を受理したときは、保管のその他の営業所台帳を整理し、当該届出書の写しを添えて本部長に報告しなければならない。

3 前2項の場合において、県内の他署管内にその他の営業所が設置されている場合は、営業所管轄署長に対し、当該届出書の写しを送付するものとし、送付を受けた署長にあっては、保管のその他の営業所台帳を整理するものとする。

(服装及び護身用具の届出)

第8条 法第16条第2項及び第3項の規定による服装届出書又は変更届出書を受理したときは、当該届出書を調査し、届出書の写しを添え、速やかに本部長に報告しなければならない。

2 法第17条第2項の規定による護身用具届出書又は変更届出書を受理したときにおいても前項と同様とする。

(営業所兼任の承認)

第9条 府令第39条第3項の規定による警備員指導教育責任者の営業所兼任の承認に係る申請書の提出を受けたときは、当該申請書を審査した後受理し、申請書正本を添え、意見を付して速やかに本部長に報告しなければならない。

2 前項の報告に対し、本部長から承認通知書の送付を受けたときは、当該申請者に交付するとともに、保管のその他の営業所台帳を整理するものとする。

3 第1項の報告に対し、本部長から不承認通知書及び受領書の送付を受けたと

きは、当該申請者に交付するとともに受領書を徴し、速やかに本部長に報告しなければならない。

(講習)

第10条 法第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習及び法第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習の実施については、別に定める。

(資格者証の交付)

第11条 法第22条第2項の規定による警備員指導教育責任者又は法第42条第2項の規定による機械警備業務管理者の資格者証交付申請書の提出を受けたときは、当該申請書を審査した後受理し、警備員指導教育責任者資格者証交付申請については別記第4号様式の調査書、機械警備業務管理者資格者証交付申請については別記第5号様式の調査書の各事項について調査するものとする。

2 前項の調査をしたときは、当該申請書正本に調査書を添え、意見を付して速やかに本部長に報告しなければならない。

3 前項の報告に対し、本部長から資格者証及び資格者証交付台帳又は資格者証交付通知書の送付を受けたときは、資格者証を当該申請者に速やかに交付するとともに、資格者証交付台帳にあつてはこれを整理し、及び保管するものとし、資格者証交付通知書にあつては保管の資格者証交付台帳に所要の事項を記入して整理するものとする。

4 第2項の報告に対し、本部長から資格者証不交付通知書及び受領書の送付を受けたときは、当該申請者に交付するとともに受領書を徴し、速やかに本部長に報告しなければならない。

(資格者証の書換え及び再交付)

第12条 法第22条第5項若しくは第6項の規定による警備員指導教育責任者資格者証又は法第42条第3項において準用する機械警備業務管理者資格者証の書換え申請書若しくは再交付申請書を受理した場合は、当該申請書を調査し、事実と相違ないと認めるときは、申請書正本の欄外余白に調査結果を簡記して、本部長に報告しなければならない。この場合において、書換え申請にあつては、当該資格者証を申請書に添えて送付するものとする。

2 前項の報告に対し、本部長から当該申請に係る資格者証の送付を受けたときは、速やかに当該申請者に交付するとともに保管の資格者証交付台帳を整理するものとする。

(資格者証の返納命令等)

第13条 公安委員会から法第22条第7項又は法第42条第3項において準用する資格者証返納命令書及び受領書の送付を受けたときは、速やかに当該資格者に交

付するとともに受領書を徴し、本部長に報告しなければならない。この場合において、保管の資格者証交付台帳を整理するものとする。

(検定)

第14条 法第23条第1項の規定による警備員又は警備員になろうとする者に対する検定の実施については、別に定める。

(成績証明書の書換え及び再交付)

第15条 検定規則第12条の規定による成績証明書の書換え又は再交付の申請書を受理した場合は、当該申請書を調査し、事実と相違ないと認めるときは、申請書正本の欄外余白に調査結果を簡記して、本部長に報告しなければならない。

2 書換え申請にあつては、当該成績証明書を申請書に添えて送付するものとする。

3 第1項の報告に対し、本部長から当該申請に係る成績証明書の送付を受けたときは、速やかに当該申請者に交付するものとする。

(合格証明書の交付)

第16条 法第23条第4項の規定による合格証明書交付申請書の提出を受けたときは、当該申請書の審査をした後受理し、申請に係る検定の種別及び級ごとに別記第6号様式の合格証明書交付申請受理簿を作成しその処理状況を明らかにしておくとともに、別記第7号様式の合格証明書交付申請調査書の各事項について調査するものとする。

2 前項の調査をしたときは、当該申請書正本に調査書を添え、意見を付して速やかに本部長に報告しなければならない。

3 前項の報告に対し、本部長から合格証明書及び合格証明書交付台帳又は合格証明書交付通知書の送付を受けたときは、合格証明書を当該申請者に速やかに交付するとともに、合格証明書交付台帳にあつてはこれを整理し、及び保管するものとし、合格証明書交付通知書にあつては保管の合格証明書交付台帳に所要の事項を記入して整理するものとする。

4 第2項の報告に対し、本部長から合格証明書不交付通知書及び受領書の送付を受けたときは、当該申請者に交付するとともに受領書を徴し、速やかに本部長に報告しなければならない。

(合格証明書の書換え及び再交付)

第17条 法第23条第5項において準用する合格証明書の書換え又は再交付の申請書を受理した場合は、当該申請書を調査し、事実と相違ないと認めるときは、申請書正本の欄外余白に調査結果を簡記して、本部長に報告しなければならない。

2 書換え申請にあつては、当該合格証明書を申請書に添えて送付するものとし、

申請者に対しては、別記第8号様式の合格証明書保管証を作成して交付するとともに、別記第9号様式の合格証明書保管証交付台帳を作成し、その処理状況を明らかにしておくものとする。

- 3 第1項の報告に対し、本部長から当該申請に係る合格証明書の送付を受けたときは、速やかに当該申請者に交付するとともに、保管の合格証明書交付台帳に所要の事項を記入して整理するものとする。

(合格証明書保管証の返納)

第18条 前条の規定により交付した合格証明書保管証については、有効期間の満了後又は合格証明書が申請者に交付若しくは返還された場合には返納させるものとする。この場合において、合格証明書保管証交付台帳に所要の事項を記入して整理するものとする。

(合格証明書の返納命令等)

第19条 公安委員会から、合格証明書返納命令書及び受領書の送付を受けたときは、速やかに当該資格者に交付するとともに受領書を徴し、本部長に報告しなければならない。この場合において、保管の合格証明書交付台帳を整理するものとする。

(機械警備業務の届出)

第20条 法第40条の規定による機械警備業務開始届出書の提出を受けたときは、当該届出書を審査した後受理し、別記第10号様式の機械警備業務開始届出に対する調査書の各事項について調査するものとする。

- 2 前項の調査をしたときは、当該届出書の写しに調査書を添え、意見を付して速やかに本部長に報告しなければならない。この場合において、保管の警備業者認定台帳等に所要の事項を記入して整理するものとする。

(へき地等の認定)

第21条 規則第5条の規定によるへき地等における警備業務対象施設の承認に係る申請書の提出を受けたときは、当該申請書を審査した後受理し、当該申請書正本を添え、速やかに本部長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告に対し、本部長から承認又は不承認の通知書の送付を受けたときは、速やかに当該通知書を申請者に交付するものとする。この場合において、不承認としたときは、送付された受領書を徴し、本部長に報告しなければならない。

(報告及び立入検査)

第22条 法第46条の規定により、警備業者に対して報告又は資料の提出を求めたときは、本部長に報告しなければならない。

- 2 立入検査は、次の区分により実施するものとする。

- (1) 署独自に実施する定期立入検査 年間を通じて1回
- (2) 県下一斉に行う一斉立入検査 特に必要があるとき。
- (3) 特別立入検査 警備業法に違反する行為又は特異な事項を発見したとき。

3 立入検査を行う者は、生活安全部門を担当する職員又は署長の指定する職員で、法第47条第2項に定める身分証明書の交付を受けた者とする。

4 立入検査等の実施に当たっては、警備業者の営業の自由を妨げることのないよう留意するとともに、特に秘密の保持に努めなければならない。

(指示の上申)

第23条 法第48条の規定に基づく指示を行う必要があると認めたときは、別記第11号様式の指示上申書に疎明資料を添え、公安委員会に上申するものとする。

(行政処分の上申)

第24条 法第8条の規定による認定の取消し、法第22条第7項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の返納命令、法第23条第5項の規定による検定合格証明書の返納命令、法第42条第3項の規定による機械警備業務管理者資格者証の返納命令、法第49条第1項の規定による警備業務に係る営業の停止及び法第49条第2項の規定による廃止の処分を行う必要があると認めたときは、別記第12号様式の警備業者等行政処分上申書に疎明資料を添え、公安委員会に上申するものとする。

附 則

この訓令は、平成17年12月2日から施行し、改正後の高知県警察警備業事務取扱規程の規定は、平成17年11月21日から適用する。

附 則(平成24年6月8日高知県警察本部訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成24年7月6日高知県警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成31年2月18日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成31年2月19日から施行する。

附 則(令和元年12月10日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

(別記様式省略)